

交通安全協会だより（令和5年7月号）

～ 交通マナーアップ推進県民運動 ～

1 期 間

令和5年7月1日（土）から7月31日（月）まで

2 運動の重点

(1) 横断歩行者保護等交通マナーの向上

・ドライバーは、横断歩道や自転車横断帯において、歩行者や自転車が優先であることを意識し、歩行者、自転車の保護に努めましょう。

(2) 全席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底

・車に乗る際は、シートベルトの全席着用を習慣にしましょう。
・子どもの命を守るチャイルドシートは、正しく取付け着用しましょう。

(3) 自転車安全利用の促進

・自転車利用者は、自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう。
・自転車安全利用五則を守りましょう。

3 横断歩道等における歩行者等の優先

(1) 横断歩道等に接近する場合の義務

・車両等は、横断歩道等に接近する場合、横断歩道等の停止線手前で停止できるような速度で進行することが義務づけられています。

* 横断歩道等を通過する際にその進路前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除く

(2) 横断歩行者等がいる場合の一時停止

・車両等は、その進路前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないことが義務づけられています。

4 令和4年中の交通死亡事故におけるシートベルト着用状況

交通死亡事故死者数	23人	構成率
四輪乗車中の死者数	4人	
うちシートベルト非着用	4人	100%
着用していたら助かった可能性有り	4人	100%

5 自転車ヘルメット着用の努力義務化（令和5年4月1日施行）

(1) 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。

(2) 保護者は、児童・幼児が自転車を運転する際、ヘルメットをかぶらせるよう努めることとなりました。

自転車安全五則

- 車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用